

(別表1) 成果目標の基準

成果目標の選定及びポイント算定の留意点等
<p>a 小麦、大麦・はだか麦若しくは大豆又はこれらの種子ごとに成果目標ポイントを算出するものとする。複数品目を対象として事業を実施する場合にあっては、品目ごとに算出したポイントを平均して算出されたポイントを使用するものとする。</p> <p>なお、種子について、小麦及び大麦・はだか麦と大豆の両方で取り組む場合は、それぞれで成果目標ポイントを算出した上で平均するものとする。</p>
<p>b 第5の1又は2に取り組む場合(cの場合を除く。)は、次の1若しくは2の区分A-1から成果目標を1つ選択し、又は次の3から成果目標を1つ選択し、成果目標ポイントを算出するものとする。</p>
<p>c 第5の1及び3又は第5の1、2及び3に取り組む場合は、次の1若しくは2の区分A-1及び区分A-2から成果目標を1つずつ選択し、又は次の3から成果目標を一つ選択し、成果目標ポイントを算出するものとする。</p>
<p>d 産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号農林水産事務次官依命通知)別表1のIの3の(1)の麦・大豆機械導入対策で選択した成果目標は選択できないものとする。</p>
<p>e 区分B-1又はB-2に該当する項目がある場合は、当該ポイントを加算するものとする。</p>
<p>f 現状値は、原則、事業実施年度の前年度とする。</p>
<p>g 水田と畑地の両方で対象作物が作付けされている場合は、作付割合の高い農地の成果目標を選択するものとする。</p>
<p>h 事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する事業計画は採択しないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">・選択した成果目標のポイントが0ポイントの場合・成果目標ポイントの合計が5ポイントに満たない場合
<p>i 地方農政局長等は、別表1で掲げる成果目標等の区分B-2の④に該当するものとしてポイントを加算された事業計画が、区分B-2の④に規定する内容と異なる状況となった場合(地方農政局長等が自然災害等、やむを得ない事情があると認める場合を除く。)に、留意点hに定める事項に該当することが明らかになったにもかかわらず、当該事業計画を作成した事業実施主体が自ら当該事業を取り下げ、中止し、又は廃止することについて申請を行わなかったときは、当該事業実施主体が交付された補助金について当該補助金の他の用途への使用をしたものとして、要綱第20第1項第5号の規定に基づき、当該事業実施主体に対してした交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができるものとする。</p>

1 水田

(1) 小麦及び大麦・はだか麦の生産に係る成果目標等

区分	成果目標	成果目標の基準及びポイント	
		右記以外の場合	事業費が機械ごとに5,000万円以上の機械を導入する場合
A-1	① 作付面積の拡大	作付面積が現状より2%以上増加。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント	作付面積が現状より3%以上増加。 11%以上・・・10ポイント 9%以上・・・8ポイント 7%以上・・・6ポイント 5%以上・・・4ポイント 3%以上・・・2ポイント
	② 単収の増加	地域平均と比較した単収が現状より2ポイント以上増加。 10ポイント以上・・・10ポイント 8ポイント以上・・・8ポイント 6ポイント以上・・・6ポイント 4ポイント以上・・・4ポイント 2ポイント以上・・・2ポイント	地域平均と比較した単収が現状より3ポイント以上増加。 11ポイント以上・・・10ポイント 9ポイント以上・・・8ポイント 7ポイント以上・・・6ポイント 5ポイント以上・・・4ポイント 3ポイント以上・・・2ポイント
	③ 生産コストの削減	10a又は60kg当たり生産コスト(物財費)を現状より2%以上削減。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント	10a又は60kg当たり生産コスト(物財費)を現状より2%以上削減。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント
A-2	④ 団地化率の向上	団地化率が現状より2ポイント以上増加。 10ポイント以上・・・10ポイント 8ポイント以上・・・8ポイント 6ポイント以上・・・6ポイント 4ポイント以上・・・4ポイント 2ポイント以上・・・2ポイント	団地化率が現状より3ポイント以上増加。 11ポイント以上・・・10ポイント 9ポイント以上・・・8ポイント 7ポイント以上・・・6ポイント 5ポイント以上・・・4ポイント 3ポイント以上・・・2ポイント
	⑤ 団地化面積の向上 (現状の団地化率が80%を超えている場合に限り選択可)	作付面積に占める団地化面積の割合が現状より1ポイント以上増加。 5ポイント以上・・・10ポイント 4ポイント以上・・・8ポイント 3ポイント以上・・・6ポイント 2ポイント以上・・・4ポイント 1ポイント以上・・・2ポイント	作付面積に占める団地化面積の割合が現状より2ポイント以上増加。 6ポイント以上・・・10ポイント 5ポイント以上・・・8ポイント 4ポイント以上・・・6ポイント 3ポイント以上・・・4ポイント 2ポイント以上・・・2ポイント

	<p>⑥ スマート農業技術の導入割合の増加</p>	<p>スマート農業技術の導入割合が現状より10ポイント以上増加。 50ポイント以上・・・10ポイント 40ポイント以上・・・8ポイント 30ポイント以上・・・6ポイント 20ポイント以上・・・4ポイント 10ポイント以上・・・2ポイント</p>	<p>スマート農業技術の導入割合が現状より11ポイント以上増加。 55ポイント以上・・・10ポイント 44ポイント以上・・・8ポイント 33ポイント以上・・・6ポイント 22ポイント以上・・・4ポイント 11ポイント以上・・・2ポイント</p>
	<p>⑦ 需要に応じた品種導入（実需者と播種前契約を結ぶ場合に限り選択可）</p>	<p>作付面積に占める需要に応じて導入する品種の作付面積の割合が現状より4ポイント以上増加。 20ポイント以上・・・10ポイント 16ポイント以上・・・8ポイント 12ポイント以上・・・6ポイント 8ポイント以上・・・4ポイント 4ポイント以上・・・2ポイント</p>	<p>作付面積に占める需要に応じて導入する品種の作付面積の割合が現状より5ポイント以上増加。 22ポイント以上・・・10ポイント 18ポイント以上・・・8ポイント 14ポイント以上・・・6ポイント 9ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント</p>
	<p>⑧ 労働時間の削減</p>	<p>10a当たり労働時間を現状より2%以上削減。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント</p>	<p>10a当たり労働時間を現状より3%以上削減。 11%以上・・・10ポイント 9%以上・・・8ポイント 7%以上・・・6ポイント 5%以上・・・4ポイント 3%以上・・・2ポイント</p>
<p>B-1 加算</p>	<p>以下から最大2つ選択し、ポイントを加算することができるものとする。</p> <p>① 主食用米の作付面積が現状より減少する場合・・・2ポイント</p> <p>② 複数の実需者と情報交換会を開催する場合・・・2ポイント</p> <p>③ 赤かび病防除を適期に2回以上行う場合・・・2ポイント</p> <p>④ 実需者と連携し新品種又は新技術の導入実証に取り組む場合・・・2ポイント</p> <p>⑤ 水稻裏作として小麦の作付面積を拡大する場合・・・2ポイント</p>		
<p>B-2 加算</p>	<p>以下から1つ選択し、ポイントを加算することができるものとする。</p> <p>① 以下のいずれかに該当する場合・・・2ポイント</p> <p>ア 事業実施主体の構成員が、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどり法」という。）に基づき、以下のいずれかの計画の認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合</p> <p>（ア）みどり法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又は同法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画</p> <p>（イ）みどり法第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計画</p> <p>イ 事業実施地域がみどり法第16条第1項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部若しくは一部を含む場合又は交付決定までに特定区域の設定が見込まれる場合</p> <p>② 以下のいずれかに該当する場合・・・2ポイント</p> <p>ア 事業実施地域に含まれる市町村において、みどり法第31条に基づく有機農業を促進するための栽培管理に関する協定が締結されている場合</p>		

	<p>イ 事業実施地域内で有機農業の取組があり、当該取組が農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤強化法」という。）第 19 条に基づき策定された地域計画（以下「地域計画」という。）に記載されている場合</p> <p>③ 事業実施主体の構成員が、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用 の促進に関する法律（令和 6 年法律第 63 号。以下「スマート農業促進法」という。） 第 7 条第 1 項に規定する生産方式革新実施計画の認定を受けている又は交付決定ま でに認定を受ける見込みがある場合 …… 2 ポイント</p> <p>④ 事業実施地域の全部又は一部において、地域計画が策定されている場合（当該地 域において、地域計画が策定されることが確実であると認められる場合又は協議の 場（基盤強化法第 18 条に規定する協議の場をいう。以下同じ。）を設置し協議を実 施している場合（令和 6 年度中に限る。）を含む。）</p> <p>ただし、東日本大震災に伴い発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事 故の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県の 12 市町村（田 村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪 江町、葛尾村及び飯舘村をいう。）及び令和 6 年能登半島地震の被災市町（七尾市、 輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町に限る。）にあっては、実施する事業 が、実質化された人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令 和元年 6 月 26 日付け元経営第 494 号農林水産省経営局長通知）2 の（1）の実質 化された人・農地プランをいう。以下同じ。）の対象地域内で行われる場合につい てもポイントを加算することができるものとする。 …… 2 ポイント</p>
--	--

(2) 大豆の生産に係る成果目標等

区分	成果目標	成果目標の基準及びポイント	
		右記以外の場合	事業費が機械ごとに5,000万円以上 の機械を導入する場合
A-1	① 作付面積 の拡大	作付面積が現状より 2%以上 増加。 10%以上 …… 10ポイント 8%以上 …… 8ポイント 6%以上 …… 6ポイント 4%以上 …… 4ポイント 2%以上 …… 2ポイント	作付面積が現状より 3%以上 増加。 11%以上 …… 10ポイント 9%以上 …… 8ポイント 7%以上 …… 6ポイント 5%以上 …… 4ポイント 3%以上 …… 2ポイント
	② 単収の増 加	地域平均と比較した単収が現 状より 2ポイント以上増加。 10ポイント以上 …… 10ポイント 8ポイント以上 …… 8ポイント 6ポイント以上 …… 6ポイント 4ポイント以上 …… 4ポイント 2ポイント以上 …… 2ポイント	地域平均と比較した単収が現状 より 3ポイント以上増加。 11ポイント以上 …… 10ポイント 9ポイント以上 …… 8ポイント 7ポイント以上 …… 6ポイント 5ポイント以上 …… 4ポイント 3ポイント以上 …… 2ポイント
	③ 生産コス トの削減	10a又は60kg当たり生産コスト (物財費)を現状より 2%以上削 減。	10a又は60kg当たり生産コスト (物財費)を現状より 2%以上削 減。

		10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント	10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント
A-2	④ 団地化率の向上	団地化率が現状より2ポイント以上増加。 10ポイント以上・・・10ポイント 8ポイント以上・・・8ポイント 6ポイント以上・・・6ポイント 4ポイント以上・・・4ポイント 2ポイント以上・・・2ポイント	団地化率が現状より3ポイント以上増加。 11ポイント以上・・・10ポイント 9ポイント以上・・・8ポイント 7ポイント以上・・・6ポイント 5ポイント以上・・・4ポイント 3ポイント以上・・・2ポイント
	⑤ 団地化面積の向上 (現状の団地化率が80%を超えている場合に限り選択可)	作付面積に占める団地化面積の割合が現状より1ポイント以上増加。 5ポイント以上・・・10ポイント 4ポイント以上・・・8ポイント 3ポイント以上・・・6ポイント 2ポイント以上・・・4ポイント 1ポイント以上・・・2ポイント	作付面積に占める団地化面積の割合が現状より2ポイント以上増加。 6ポイント以上・・・10ポイント 5ポイント以上・・・8ポイント 4ポイント以上・・・6ポイント 3ポイント以上・・・4ポイント 2ポイント以上・・・2ポイント
	⑥ スマート農業技術の導入割合の増加	スマート農業技術の導入割合が現状より10ポイント以上増加。 50ポイント以上・・・10ポイント 40ポイント以上・・・8ポイント 30ポイント以上・・・6ポイント 20ポイント以上・・・4ポイント 10ポイント以上・・・2ポイント	スマート農業技術の導入割合が現状より11ポイント以上増加。 55ポイント以上・・・10ポイント 44ポイント以上・・・8ポイント 33ポイント以上・・・6ポイント 22ポイント以上・・・4ポイント 11ポイント以上・・・2ポイント
	⑦ 需要に応じた品種導入 (実需者と播種前契約を結ぶ場合に限り選択可)	作付面積に占める需要に応じて導入する品種の作付面積の割合が現状より4ポイント以上増加。 20ポイント以上・・・10ポイント 16ポイント以上・・・8ポイント 12ポイント以上・・・6ポイント 8ポイント以上・・・4ポイント 4ポイント以上・・・2ポイント	作付面積に占める需要に応じて導入する品種の作付面積の割合が現状より5ポイント以上増加。 22ポイント以上・・・10ポイント 18ポイント以上・・・8ポイント 14ポイント以上・・・6ポイント 9ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント
	⑧ 労働時間の削減	10a当たり労働時間を現状より2%以上削減。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント	10a当たり労働時間を現状より3%以上削減。 11%以上・・・10ポイント 9%以上・・・8ポイント 7%以上・・・6ポイント 5%以上・・・4ポイント 3%以上・・・2ポイント

<p>B-1 加算</p>	<p>以下から最大2つ選択し、ポイントを加算することができるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 主食用米の作付面積が現状より減少する場合 …… 2ポイント ② 複数の実需者と情報交換会を開催する場合 …… 2ポイント ③ 3年以上の複数年契約を締結する場合 …… 2ポイント ④ 実需者と連携し新品種又は新技術の導入実証に取り組む場合 …… 2ポイント ⑤ フレコン又はフレコンに準ずる形態で出荷する場合 …… 2ポイント
<p>B-2 加算</p>	<p>以下から1つ選択し、ポイントを加算することができるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 以下のいずれかに該当する場合 …… 2ポイント <ul style="list-style-type: none"> ア 事業実施主体の構成員が、みどり法に基づき、以下のいずれかの計画の認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合 <ul style="list-style-type: none"> (ア) みどり法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又は同法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画 (イ) みどり法第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計画 イ 事業実施地域がみどり法第16条第1項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部若しくは一部を含む場合又は交付決定までに特定区域の設定が見込まれる場合 ② 以下のいずれかに該当する場合 …… 2ポイント <ul style="list-style-type: none"> ア 事業実施地域に含まれる市町村において、みどり法第31条に基づく有機農業を促進するための栽培管理に関する協定が締結されている場合 イ 事業実施地域内で有機農業の取組があり、当該取組が地域計画に記載されている場合 ③ 事業実施主体の構成員が、スマート農業促進法第7条第1項に規定する生産方式革新実施計画の認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合 …… 2ポイント ④ 事業実施地域の全部又は一部において、地域計画が策定されている場合（当該地域において、地域計画が策定されることが確実であると認められる場合又は協議の場を設置し協議を実施している場合（令和6年度中に限る。）を含む。） <p>ただし、東日本大震災に伴い発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県の12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村をいう。）及び令和6年能登半島地震の被災市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町に限る。）にあっては、実施する事業が、実質化された人・農地プランの対象地域内で行われる場合についてもポイントを加算することができるものとする。 …… 2ポイント</p>

2 畑地

(1) 小麦及び大麦・はだか麦の生産に係る成果目標等

区分	成果目標	成果目標の基準及びポイント	
		右記以外の場合	事業費が機械ごとに5,000万円以上の機械を導入する場合
A-1	① 単収の増加	地域平均と比較した単収が現状より2ポイント以上増加。 10ポイント以上・・・10ポイント 8ポイント以上・・・8ポイント 6ポイント以上・・・6ポイント 4ポイント以上・・・4ポイント 2ポイント以上・・・2ポイント	地域平均と比較した単収が現状より3ポイント以上増加。 11ポイント以上・・・10ポイント 9ポイント以上・・・8ポイント 7ポイント以上・・・6ポイント 5ポイント以上・・・4ポイント 3ポイント以上・・・2ポイント
	② 生産コストの削減	10a又は60kg当たり生産コスト(物財費)を現状より2%以上削減。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント	10a又は60kg当たり生産コスト(物財費)を現状より2%以上削減。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント
A-2	③ スマート農業技術の導入割合の増加	スマート農業技術の導入割合が現状より10ポイント以上増加。 50ポイント以上・・・10ポイント 40ポイント以上・・・8ポイント 30ポイント以上・・・6ポイント 20ポイント以上・・・4ポイント 10ポイント以上・・・2ポイント	スマート農業技術の導入割合が現状より11ポイント以上増加。 55ポイント以上・・・10ポイント 44ポイント以上・・・8ポイント 33ポイント以上・・・6ポイント 22ポイント以上・・・4ポイント 11ポイント以上・・・2ポイント
	④ 需要に応じた品種導入(実需者と播種前契約を結ぶ場合に限り選択可)	作付面積に占める需要に応じて導入する品種の作付面積の割合が現状より4ポイント以上増加。 20ポイント以上・・・10ポイント 16ポイント以上・・・8ポイント 12ポイント以上・・・6ポイント 8ポイント以上・・・4ポイント 4ポイント以上・・・2ポイント	作付面積に占める需要に応じて導入する品種の作付面積の割合が現状より5ポイント以上増加。 22ポイント以上・・・10ポイント 18ポイント以上・・・8ポイント 14ポイント以上・・・6ポイント 9ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント

	⑤ 労働時間の削減	10a当たり労働時間を現状より2%以上削減。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント	10a当たり労働時間を現状より3%以上削減。 11%以上・・・10ポイント 9%以上・・・8ポイント 7%以上・・・6ポイント 5%以上・・・4ポイント 3%以上・・・2ポイント
B-1 加算	<p>以下から最大2つ選択し、ポイントを加算することができるものとする。</p> <p>① 複数の実需者と情報交換会を開催する場合・・・2ポイント</p> <p>② 赤かび病防除を適期に2回以上行う場合・・・2ポイント</p> <p>③ 実需者と連携し新品種又は新技術の導入実証に取り組む場合・・・2ポイント</p> <p>④ 小麦の生産に新規で取り組む場合・・・2ポイント</p>		
B-2 加算	<p>以下から1つ選択し、ポイントを加算することができるものとする。</p> <p>① 以下のいずれかに該当する場合・・・2ポイント</p> <p>ア 事業実施主体の構成員が、みどり法に基づき、以下のいずれかの計画の認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合</p> <p>(ア) みどり法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又は同法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画</p> <p>(イ) みどり法第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計画</p> <p>イ 事業実施地域がみどり法第16条第1項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部若しくは一部を含む場合又は交付決定までに特定区域の設定が見込まれる場合</p> <p>② 以下のいずれかに該当する場合・・・2ポイント</p> <p>ア 事業実施地域に含まれる市町村において、みどり法第31条に基づく有機農業を促進するための栽培管理に関する協定が締結されている場合</p> <p>イ 事業実施地域内で有機農業の取組があり、当該取組が地域計画に記載されている場合</p> <p>③ 事業実施主体の構成員が、スマート農業促進法第7条第1項に規定する生産方式革新実施計画の認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合・・・2ポイント</p> <p>④ 事業実施地域の全部又は一部において、地域計画が策定されている場合（当該地域において、地域計画が策定されることが確実であると認められる場合又は協議の場を設置し協議を実施している場合（令和6年度中に限る。）を含む。）</p> <p>ただし、東日本大震災に伴い発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県の12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村をいう。）及び令和6年能登半島地震の被災市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町に限る。）にあっては、実施する事業が、実質化された人・農地プランの対象地域内で行われる場合についてもポイントを加算することができるものとする。・・・2ポイント</p>		

(2) 大豆の生産に係る成果目標等

区分	成果目標	成果目標の基準及びポイント	
		右記以外の場合	事業費が機械ごとに5,000万円以上の機械を導入する場合
A-1	① 作付面積の拡大	<p>作付面積が現状より2%以上増加。</p> <p>10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント</p>	<p>作付面積が現状より3%以上増加。</p> <p>11%以上・・・10ポイント 9%以上・・・8ポイント 7%以上・・・6ポイント 5%以上・・・4ポイント 3%以上・・・2ポイント</p>
	② 単収の増加	<p>地域平均と比較した単収が現状より2ポイント以上増加。</p> <p>10ポイント以上・・・10ポイント 8ポイント以上・・・8ポイント 6ポイント以上・・・6ポイント 4ポイント以上・・・4ポイント 2ポイント以上・・・2ポイント</p>	<p>地域平均と比較した単収が現状より3ポイント以上増加。</p> <p>11ポイント以上・・・10ポイント 9ポイント以上・・・8ポイント 7ポイント以上・・・6ポイント 5ポイント以上・・・4ポイント 3ポイント以上・・・2ポイント</p>
	③ 生産コストの削減	<p>10a又は60kg当たり生産コスト(物財費)を現状より2%以上削減。</p> <p>10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント</p>	<p>10a又は60kg当たり生産コスト(物財費)を現状より2%以上削減。</p> <p>10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント</p>
A-2	④ スマート農業技術の導入割合の増加	<p>スマート農業技術の導入割合が現状より10ポイント以上増加。</p> <p>50ポイント以上・・・10ポイント 40ポイント以上・・・8ポイント 30ポイント以上・・・6ポイント 20ポイント以上・・・4ポイント 10ポイント以上・・・2ポイント</p>	<p>スマート農業技術の導入割合が現状より11ポイント以上増加。</p> <p>55ポイント以上・・・10ポイント 44ポイント以上・・・8ポイント 33ポイント以上・・・6ポイント 22ポイント以上・・・4ポイント 11ポイント以上・・・2ポイント</p>
	⑤ 需要に応じた品種導入(実需者と播種前契約を結ぶ場合に限り選択可)	<p>作付面積に占める需要に応じて導入する品種の作付面積の割合が現状より4ポイント以上増加。</p> <p>20ポイント以上・・・10ポイント 16ポイント以上・・・8ポイント 12ポイント以上・・・6ポイント 8ポイント以上・・・4ポイント 4ポイント以上・・・2ポイント</p>	<p>作付面積に占める需要に応じて導入する品種の作付面積の割合が現状より5ポイント以上増加。</p> <p>22ポイント以上・・・10ポイント 18ポイント以上・・・8ポイント 14ポイント以上・・・6ポイント 9ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント</p>

	⑥ 労働時間の削減	10a当たり労働時間を現状より2%以上削減。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント	10a当たり労働時間を現状より3%以上削減。 11%以上・・・10ポイント 9%以上・・・8ポイント 7%以上・・・6ポイント 5%以上・・・4ポイント 3%以上・・・2ポイント
B-1 加算	<p>以下から最大2つ選択し、ポイントを加算することができるものとする。</p> <p>① 複数の実需者と情報交換会を開催する場合・・・2ポイント</p> <p>② 3年以上の複数年契約を締結する場合・・・2ポイント</p> <p>③ 実需者と連携し新品種又は新技術の導入実証に取り組む場合・・・2ポイント</p> <p>④ フレコン又はフレコンに準ずる形態で出荷する場合・・・2ポイント</p>		
B-2 加算	<p>以下から1つ選択し、ポイントを加算することができるものとする。</p> <p>① 以下のいずれかに該当する場合・・・2ポイント</p> <p>ア 事業実施主体の構成員が、みどり法に基づき、以下のいずれかの計画の認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合 (ア) みどり法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又は同法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画 (イ) みどり法第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計画</p> <p>イ 事業実施地域がみどり法第16条第1項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部若しくは一部を含む場合又は交付決定までに特定区域の設定が見込まれる場合</p> <p>② 以下のいずれかに該当する場合・・・2ポイント</p> <p>ア 事業実施地域に含まれる市町村において、みどり法第31条の規定に基づく有機農業を促進するための栽培管理に関する協定が締結されている場合</p> <p>イ 事業実施地域内で有機農業の取組があり、当該取組が地域計画に記載されている場合</p> <p>③ 事業実施主体の構成員が、スマート農業促進法第7条第1項に規定する生産方式革新実施計画の認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合・・・2ポイント</p> <p>④ 事業実施地域の全部又は一部において、地域計画が策定されている場合（当該地域において、地域計画が策定されることが確実であると認められる場合又は協議の場を設置し協議を実施している場合（令和6年度中に限る。）を含む。） ただし、東日本大震災に伴い発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県の12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村をいう。）及び令和6年能登半島地震の被災市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町に限る。）にあっては、実施する事業が、実質化された人・農地プランの対象地域内で行われる場合についてもポイントを加算することができるものとする。・・・2ポイント</p>		

3 小麦、大麦・はだか麦及び大豆の種子生産に係る成果目標

成果目標	成果目標の基準及びポイント
① 種子生産ほ場の集約化	集約面積が現状より2%以上増加。 10%以上・・・15ポイント 8%以上・・・12ポイント 6%以上・・・9ポイント 4%以上・・・6ポイント 2%以上・・・3ポイント
② 種子の合格率の向上	種子の合格率を現状(直近5中3)の値と比べて2ポイント以上向上。 10ポイント以上又は合格率が100%・・・15ポイント 8ポイント以上・・・12ポイント 6ポイント以上・・・9ポイント 4ポイント以上・・・6ポイント 2ポイント以上・・・3ポイント
③ 種子の生産面積の拡大	種子の生産面積が2%以上増加。 10%以上・・・15ポイント 8%以上・・・12ポイント 6%以上・・・9ポイント 4%以上・・・6ポイント 2%以上・・・3ポイント
④ 種子更新率の向上	種子の更新率を現状(直近5中3)の値と比べて1ポイント以上向上。 5ポイント以上又は更新率が100%・・・15ポイント 4ポイント以上・・・12ポイント 3ポイント以上・・・9ポイント 2ポイント以上・・・6ポイント 1ポイント以上・・・3ポイント
⑤ 災害対策用種子の備蓄割合の増加	災害対策用種子の備蓄割合が現状(直近5中3)より2ポイント以上増加。 10ポイント以上・・・15ポイント 8ポイント以上・・・12ポイント 6ポイント以上・・・9ポイント 4ポイント以上・・・6ポイント 2ポイント以上・・・3ポイント
⑥ 他の都道府県へ供給する種子の作付割合の増加	他の都道府県へ供給する種子の作付割合を現状(直近5中3)の値と比べて1ポイント以上増加。 5ポイント以上・・・15ポイント 4ポイント以上・・・12ポイント 3ポイント以上・・・9ポイント 2ポイント以上・・・6ポイント 1ポイント以上・・・3ポイント

<p>⑦ 大豆極多収品種の 種子の単収の増加</p>	<p>大豆の地域平均と比較した単収が現状より 5 ポイント以上増加。 25ポイント以上・・・10ポイント 20ポイント以上・・・8ポイント 15ポイント以上・・・6ポイント 10ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント</p>
--------------------------------	--